

明 細 書

平成 29 年 8 月 18 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒890-8577）^{カゴシマケンカモイケシンマチ}鹿児島県鴨池新町10番1号

名称（フリガナ）：^{カゴシマケンニクヨウギョウシンヨウキョウギカイ}鹿児島県肉用牛 振興協 議会

代表者（管理人）の氏名：会長 ^{ミクノ サトシ}三反園 訓

ウェブサイトのアドレス：<http://kagoshima-kuroushi.org/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第6類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：鹿児島黒牛（カゴシマクロウシ），KAGOSHIMA WAGYU

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：鹿児島県内

5 農林水産物等の特性

- (1) 「鹿児島黒牛」は、鹿児島県における飼養期間が最長かつ最終飼養地である黒毛和種の牛肉である。その肉質は、きめ細かく柔らかい肉質にバランス良く織り込まれた、不飽和脂肪酸と呼ばれる融点の低い霜降りが織りなすとろけるような食感と、繊細ながらもしっかりとした肉と脂の旨み特徴であり、全国規模の共進会等でも高い評価を得ている。
- (2) 具体的には、1970年（第2回）、1982年（第4回）の全国和牛能力共進会において、肉質や肉量について審査する「肉牛の部」で内閣総理大臣賞・農林水産大臣賞を受賞している。なお、全国有数の肉用牛産地である九州で開催される「九州管内系統和牛枝肉共励会」において、2012年から2016年までの直近の5年間で団体の部の優勝を3回、個人の部の金賞（農林水産大臣賞）を4回受賞するなど、全国的な認知度を有している。
- (3) また、都道府県において計画的に造成された種雄牛や、肥育素牛となる子牛を生産する繁殖雌牛等を審査する「種牛の部」については、2002年に開催された「第8回全国和牛能力共進会」において、出品した6部門の全ての区で農林水産大臣賞を受賞している。
- (4) さらに、直近の2017年9月に開催された第11回全国和牛能力共進会においては、出品した9部門のうち4部門（「種牛の部」3部門、「肉牛の部」1部門）で農林水産大臣賞を獲得し、「肉牛の部」において最も優れた枝肉に授与される最優秀枝肉賞も受賞している。また、各区の成績を点数化して競う出品団体表彰（総合優勝）も受賞するなど、全国的に高い評価を受けている。（別添：受賞歴一覧）

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

黒毛和種（未經産雌，去勢）であり，全国和牛登録協会発行の子牛登記証明書またはこれに準ずる証明書を有するもの。

(2) 生産地における飼養期間及び最終飼養地

鹿児島県における飼養期間が最長かつ最終飼養地であること。

(3) 最終製品としての形態

鹿児島黒牛の最終製品としての形態は，牛肉である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

(1) 肉用牛の改良について

鹿児島県内の肉用牛は 1950 年代に入り，耕運機などの農業機械が普及するにつれて，役牛から食肉用として変化したが，1960 年代までは，肉質があまり良くなかった。

そのような中，種雄牛については，種雄牛の少数精鋭化のため，県有化・集中管理化を推進し，1962 年には肝属地区，1971 年には曾於地区，1972 年には始良地区の 3 地区において，県有牛の集中管理を開始した。

また，県有種雄牛の一元管理を実施するため，1994 年に鹿児島県は「県肉用牛改良研究所」を設立し，「鹿児島黒牛」の一層のブランド化を推進するため，遺伝子解析や受精卵移植等の先端技術を駆使し，産肉能力に優れた種雄牛造成と優良雌牛の増殖，凍結精液の分譲に取り組んでいる。

また，本県においては，民間種雄牛管理者も存在しており，1985 年には県種雄牛協会を設立し，県と一体となって，本県肉用牛の改良方針の検討や「鹿児島黒牛」の銘柄確立を図っており，県種雄牛協会の 15 会員が凍結精液の分譲を行っている。

なお，2016 年において，県内の繁殖雌牛に交配される割合は，県有種雄牛と県内民間種雄牛で約 99%を占めている。

(2) 飼養管理技術について

UR 農業合意による牛肉の自由化や関税引き下げ，景気の低迷など，肉用牛を取り巻く環境が変化していく中，鹿児島県においては，1995 年に，県内の肉用牛に関係する県や鹿児島県経済農業協同組合連合会（以下：県経済連），全国和牛登録協会鹿児島県支部（以下：和牛登録協会県支部），鹿児島県配合飼料価格安定基金協会（以下：県配合飼料基金協会）などの全ての機関や団体で構成する『鹿児島県肉用牛振興協議会』（以下，肉振協）を設立し，統一的な指導方針の基に，総合的な指導・対策を推進する体制を整備した。

肉振協においては，1997 年に，県内の繁殖農家を対象として「黒毛和種子牛育成の手引き」等を作成し，肥育農家が求める子牛づくりを推進するとともに，1998 年には，県内の肥育農家を対象に，基本的な飼養管理や発育生理，ビタミンコントロール，疾病，飼料成分等について取りまとめた「効率的な牛肉生産をめざして（黒毛和種肥育）」を作成し，普及・定着を図りながら，「鹿児島黒牛」の肉質向上に繋げてきた。

さらに，2004 年には，県畜産試験場における試験研究成果や栄養管理の進展等を踏まえ，

繁殖農家向けの「黒毛和種子牛育成の手引き」等を改訂し、粗飼料を消化する第1胃が未発達な育成期前半には濃厚飼料を多めに給与し、第1胃が発達し始める育成期後半には粗飼料を多く給与する新たな「子牛育成飼料給与マニュアル」等を作成し、普及・定着を図っており、このマニュアルにより育成された子牛を肥育素牛として出荷された枝肉成績は、枝肉重量や脂肪交雑が向上する成績が認められている。

その他、肉振協では、肉用牛農家を指導する技術員を対象に、毎年、「若手技術員研修会」や「中堅技術員研修会」等を開催し、また、県経済連においては、肥育農家や技術員等の関係者を対象にした研修会を開催し、生産技術の向上を図っている。

このように、県や県経済連、和牛登録協会県支部、県配合飼料基金協会など、鹿児島黒牛の生産に携わる関係機関・団体が一体となって、統一的な指導方針の基に、生産技術の向上の取組を継続して推進してきた結果、現在まで様々な賞を受賞し、「鹿児島黒牛」の銘柄確立と全国的な評価を受けるに至っている。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

(1) 県経済連及び(株)ナンチクは、1986年、鹿児島産和牛肉の銘柄の統一と販売促進を図ることを目的に、『鹿児島黒牛黒豚銘柄販売促進協議会』（事務局：県経済連）を設立し、それまで、「鹿児島牛肉」などと称されていた県産和牛肉について、統一銘柄として「鹿児島黒牛」と命名し、その使用を開始した。

その後、1997年に鹿児島黒牛マークを商標登録し、2007年に「鹿児島黒牛」名で地域団体商標登録を取得した。

(2) また、鹿児島県は、一定基準以上の品質と量を確保し、計画的な出荷が行われ、市場や消費者から高い評価を得ている産品を「かごしまブランド」として指定しており、「鹿児島黒牛」については、1992年に指定された。県は県経済連等と連携して、ブランド力の向上に取り組んでいる。

(3) 鹿児島県の黒毛和種の飼養頭数は、肉振協設立時から2017年まで、繁殖雌牛だけでなく肥育牛の頭数も全国1位である。

(4) 県経済連においては、「鹿児島県枝肉共進会」や「鹿児島黒牛産地宣伝販売会」を毎年開催し、鹿児島黒牛の品質向上と銘柄確立に取り組んでいる。

9 法第13条第1項第4号口該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号口該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号口に

■ 該当する

商標権者の氏名又は名称：鹿児島県経済農業協同組合連合会

登録商標：鹿児島黒牛

指定商品又は指定役務：牛肉

商標登録の登録番号：第5071245

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

第5071245：2007年8月17日，更新登録：2017年2月18日

該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無（(1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：2017 年 8 月 18 日

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

住所又は居所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：